

正会員の業務運営等に関する委員会決議

平成24年 3月15日制定
平成25年 6月13日改正

この委員会決議は、正会員の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、正会員の業務運営等に関し以下の事項について定める。

1. 規則第5条第2項に規定する社内規則については、以下のとおりとする。

正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）は、内部者取引を未然に防止するため、次に掲げる事項を盛り込んだ社内規程を定めなければならない。

（1）法令等の遵守

- ① 正会員は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）その他の法令等を遵守し、内部者取引の未然防止に努める。
- ② 正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に定める法人関係情報（以下「法人関係情報」という。）又はそれに該当するおそれのある情報を知り得る可能性のある者に対し、当該情報を提供しよう働きかけをしてはならない。
- ③ 正会員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の評価・選択に当たって、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報の提供の有無、内容を考慮してはならない。
- ④ 正会員の役職員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の役職員から社会通念上妥当な範囲を超えた接待や金銭・物品の供与等を受けてはならない。

（2）法人関係情報の管理

- ① 正会員は、その役職員のうちから情報管理責任者（原則として取締役又はそれに類する役員にある者）を定めなければならない。
- ② 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、直ちにその情報を情報管理責任者等（情報管理責任者又は情報管理責任者が指定する者をいう。以下同じ。）に報告する。
- ③ 情報管理責任者等は、役職員から前号に係る報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与える。
- ④ 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又は報告を受けた場合は、情報管理責任者等が認めるときを除き、当該法人関係情報を社内外を問わず、他人に伝達してはならない。

（3）業務のあり方

正会員は、投資運用業の遂行に当たっては、法人関係情報に基づく行為は行ってはならない。ただし、金商法第166条第6項各号又は第167条第5項各号に該当する場合を除く。

(4) 自己売買のあり方

正会員及びその役職員は、自己の計算において法人関係情報に基づく取引を行ってはならない。ただし、金商法第166条第6項各号又は第167条第5項各号に該当する場合を除く。

2. 規則第5条の2に規定する分配金の決定に関する社内体制の整備については、以下のとおりとする。

(1) 運営マニュアル等の整備等

投資信託委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に定める投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を盛り込んだ運営マニュアル等を整備するものとする。

① 分配金を決定するまでのプロセス

- イ 検討を行う組織・会議体等
- ロ 最終的に決定を行う組織・会議体、役職者
- ハ 分配金を決定するに当たっての役員等の関与(会議体の委員長（議長）、承認、報告等)

② 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項

- イ ファンドの約款・目論見書に定める分配方針
- ロ 分配原資の状況（当期収益、繰越原資等）
- ハ 基準価額水準
- ニ 当該ファンドの特性に応じ、市況等の見通しやポートフォリオの状況などを踏まえた収益の見通し
- ホ その他必要な事項等（分配頻度（決算回数）、インデックスファンドなどファンドの商品性、キャッシュ・フローの状況等）

③ 分配金決定に当たっての基本的考え方

上記②の事項を考慮し、数量基準を設けるなどし、保守的に分配金を決定する旨を運営マニュアル等に記載するものとする。

(2) 運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等

投資信託委託会社会員は、運営マニュアル等に基づいた運営の徹底を図るものとし、分配金の決定に当たっての事跡を明確にするものとする。

附 則

1. この委員会決議は、平成24年5月1日から実施する。
2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年6月13日から実施する。